

資料3

平塚市スポーツ普及員認定制度運営要綱（案）

旧 案	修 正 案	改正要旨
(定義) 第2条 この要綱において個人とは、平塚市内で活動ができる、在住、在学、在勤している18歳以上(高校生を除く。)の者とする。	(定義) 第2条 この要綱において個人とは、平塚市のスポーツの普及・振興を図ることを目的に活動ができる18歳以上(高校生を除く。)の者とする。	平塚市内外在住等を問わず、平塚市のスポーツ振興に寄与する者が対象。
(認定対象普及員) 第3条 普及員制度の認定対象者の条件は、次に掲げる要件を満たしている者とする。	(認定対象普及員) 第3条 普及員制度の認定対象者の条件は、次に掲げるいずれかの要件を満たしている者とする。	認定対象者はいずれかの要件で良い。
(認定) 第5条 教育委員会は、前条の申請がある場合は、申請の内容を審査し、認定することが適格であると認めると認めたときは、普及員として認定するとともに、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。 2 前項の規定により認定した者に対して、平塚市スポーツ普及員認定証(第2号様式)(以下「認定証」という。)及び認定バッジを交付する。 3 認定の有効期間は、認定した年度の3年度後の末日までとする。ただし、認定の有効期間が満了となつた後は、自動的に1年間ずつ更新される。	(認定) 第5条 教育委員会は、前条の申請がある場合は、申請の内容を審査し、認定することができると認めると認めたときは、普及員として認定するとともに、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。 2 前項の規定により認定した者に対して、平塚市スポーツ普及員認定証(第2号様式)(以下「認定証」という。)及び認定バッジを交付する。 3 認定の有効期間は、認定した年度の3年度後の末日までとする。ただし、認定の有効期間が満了となつた後は、自動的に1年間ずつ更新される。	スポート普及員と一目でわかるよう身に付けられるバッジとする。 有効期限満了後の事務軽減のため、自動更新とする。
(認定内容の変更等) 第6条 普及員は、認定内容に変更が生じたとき、認定の取り消しを希望するときは、平塚市スポーツ普及員認定内容変更・認定取消届(第3号様式)(以下「認定内容変更・認定取消届」という。)により、速やかに教育委員会に届け出るものとする。	(認定内容の変更等) 第6条 普及員は、認定内容に変更が生じたとき、又は認定の取り消しを希望するときは、平塚市スポーツ普及員認定内容変更・認定取消届(第3号様式)(以下「認定内容変更・認定取消届」という。)により、速やかに教育委員会に届け出るものとする。	第5条において、有効期限を自動更新としたため、自動更新を希望しない場合の諸手続き方法を追加する。

平塚市スポーツ普及員認定制度要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、スポーツ活動の促進に向けて優れた取組やスポーツ分野における社会貢献活動を実施している個人を「平塚市スポーツ普及員」（以下「普及員」という。）として認定し、「スポーツを楽しみ、健康で長寿のまち ひらつか」を実現することを目的として、支えるスポーツの観点から地域スポーツ水準の向上を目指し、市民の体育・スポーツ活動の普及・振興を図るため、平塚市スポーツ普及員認定制度（以下「普及員認定制度」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において個人とは、平塚市のスポーツの普及・振興を図ることを目的に活動ができる18歳以上（高校生を除く。）の者とする。

（認定対象普及員）

第3条 普及員制度の認定対象者の条件は、次に掲げる、いずれかの要件を満たしている者とする。

- (1) 地域または職域において、スポーツの普及奨励に努めている者
- (2) スポーツマンとして実践生活が常に他の模範となる者
- (3) スポーツの普及のため、価値のある研究をなした者
- (4) スポーツに関する深い関心と理解を持ち、スポーツの普及に熱意を持つ者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、認定に値すると認められる取組又はスポーツ分野における社会貢献活動を実施していると認められる者

（認定対象からの排除）

第3条の2 平塚市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第4条に規定する施策として、前条の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員は、普及員制度の認定対象普及員としないものとする。

- 2 普及員として認定された者が前項に該当する場合は、普及員の認定を取り消すことができる。
- 3 必要に応じて、普及員として認定をした者が第1項に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

（認定の申請）

第4条 普及員認定対象者として該当し、認定に応じようとする者は、平塚市スポーツ普及員認定申請書兼継続認定申請書（第1号様式）を平塚市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。

（認定）

第5条 教育委員会は、前条の申請があった場合は、申請の内容を審査し、認定することが適格であると認めるときは、普及員として認定するとともに、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

2 前項の規定により認定した者に対して、平塚市スポーツ普及員認定証（第2号様式）（以下「認定証」という。）及び認定バッジを交付する。

3 認定の有効期間は、認定した年度の3年度後の末日までとする。ただし、認定の有効期間が満了となった後は、自動的に1年間ずつ更新される。

（認定内容の変更等）

第6条 普及員は、認定内容に変更が生じたとき、認定の取り消しを希望するとき及び認定の有効期間の自動更新を希望しない場合は、平塚市スポーツ普及員認定内容変更・認定取消届（第3号様式）（以下「認定内容変更・認定取消届」という。）により、速やかに教育委員会に届け出るものとする。

（認定の取消）

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その認定を取り消すことができる。

- (1) 前条による認定内容変更・認定取消届の届け出があったとき
 - (2) 普及員の信用又は品位を害するおそれがある者その他普及員としての適格性を欠く者であると認められるとき
- 2 教育委員会は、前項に基づき取り消しを行った場合は、速やかに認定証及び認定バッジの返納を求めるものとする。

（普及員の責務）

第8条 普及員は、認定基準を維持し、積極的にその取組及び認定の事実について情報発信に努めることとする。

2 普及員は、市や教育委員会及び関係機関、団体が行う各種研修会や講習会に積極的に参加し、常に自己研鑽に努め、普及員資質の向上を図ること。

（普及員の表彰）

第9条 教育委員会は、普及員として、特にスポーツ活動の促進に向けて優れた取組やスポーツ分野における社会貢献活動を実施し、地域スポーツ水準の向上に寄与したと認められる普及員を平塚市模範スポーツ普及員として選定し、表彰する。

（庶務）

第10条 この制度の運営に関する事務は、社会教育部スポーツ課において処理する。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年 月 日から施行する。

第1号様式（第4条、5条関係）

平成 年 月 日

(提出先)

平塚市教育委員会

平塚市スポーツ普及員認定申請書兼継続認定申請書（新規・継続）

次のとおり、平塚市スポーツ普及員認定制度要綱に基づき申請します。

(ふりがな)			性別	男 <input type="checkbox"/>
氏 名				女 <input type="checkbox"/>
生年月日	昭和 平成	年 月 日	年齢	歳
住 所	〒			
連絡先	自宅電話			
	FAX番号			
	携帯電話			
	E-mail			
勤務先・学校				
所属団体				
所属団体役職				
主な活動地域				
取組事項	(普及員としてどのような活動ができるか、既に行っている活動等ご記入ください。)			

※提供いただいた個人情報は、他の目的に使用いたしません。

※記載欄が不足する場合は、適宜、欄を拡張して記載するか、別紙に記入してください。

*取組内容が分かる資料があれば、可能な限り添付してください。

第1号様式（第4条、5条関係）

平成 年 月 日

(提出先)

平塚市教育委員会

平塚市スポーツ普及員認定申請書兼継続認定申請書（新規・継続）

次のとおり、平塚市スポーツ普及員認定制度要綱に基づき申請します。

(ふりがな)			性別	男 <input type="checkbox"/>
氏 名				女 <input type="checkbox"/>
生年月日	昭和 年 月 日		年齢	歳
平成				
住 所	〒			
連絡先	自宅電話			
	FAX番号			
	携帯電話			
	E-mail			
主な活動地域				
所属団体	(所属する団体等があればご記入ください)			
所属団体役職	(所属する団体等で役職があればご記入ください。)			
資格特技等	(資格等を有する場合はご記入ください。)			

※提供いただいた個人情報は、他の目的に使用いたしません。

	(活動地域や所属する団体における取組内容、社会貢献活動等をご記入ください)
取組事項	

*記載欄が不足する場合は、適宜、欄を拡張して記載するか、別紙に記入してください。

*取組内容が分かる資料があれば、可能な限り添付してください。

平塚市スポーツ普及員認定対象候補について（案）

対象候補	人数	備考
◇平塚市スポーツ推進審議会委員	14	※委員数 14名

◇平塚市体育協会	54	※27加盟団体×2名=54名
◇平塚市体育振興連絡協議会	48	※24地区×2名=48名
◇平塚市スポーツ推進委員協議会	10	※教育委員会推薦推進委員10名
◇平塚市レクリエーション連盟	4	※4加盟団体×1名=4名
◇平塚市スポーツクラブ連合	4	※4種目×1名=4名
合計	134	